

令和4年第2回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

令和4年6月10日(金)

東洋町議会

余 白

令和4年第2回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開 会 令和4年6月10日(金) 午前9時00分宣告

出席議員(7名)	議長	福島 登	君	1番	廣田 齋史	君
	2番	安岡 良仁	君	3番	高島 俊彦	君
	4番	武山 裕一	君	6番	今宮 裕明	君
	7番	田島 毅三夫	君			
欠席議員(2名)	副議長	西岡 尚宏	君	5番	小野 正路	君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸	君
副町長	長崎 正仁	君
教育長	蛭子 浩久	君
会計管理者	北川 晃彦	君
総務課長	生松 克祐	君
税務課長	田岡 いずみ	君
住民課長	築地 仲音	君
産業建設課長	小池 昭平	君
教育次長	大坪 靖幸	君
地域包括支援 センター事務局長	近藤 真人	君
総務課長補佐	堀川 歩	君
税務課長補佐	奥村 忍	君
住民課長補佐	田岡 伊織	君
産業建設課長補佐	手島 憲作	君
産業建設課長補佐	生田 憲一	君
代表監査委員	弘田 賀軌	君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	伊吹 真貴博
事務局書記	廣田 知美

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 7番 田島 毅三夫 君 1番 廣田 齋史 君

令和4年第2回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

令和4年6月10日(金) 午前9時開議

- | | | |
|---------|------------|---|
| [日程第1] | 会議録署名議員の指名 | |
| [日程第2] | 会期の決定 | |
| [日程第3] | 承認第3号 | 専決処分事項「東洋町税条例等の一部を改正する条例」の承認を求めることについて |
| [日程第4] | 承認第4号 | 専決処分事項「東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて |
| [日程第5] | 承認第5号 | 専決処分事項「東洋町国民健康保険条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて |
| [日程第6] | 承認第6号 | 専決処分事項「令和3年度東洋町一般会計補正予算(専決第5号)」の承認を求めることについて |
| [日程第7] | 承認第7号 | 専決処分事項「令和3年度東洋町下水道事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて |
| [日程第8] | 承認第8号 | 専決処分事項「令和3年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて |
| [日程第9] | 承認第9号 | 専決処分事項「令和4年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて |
| [日程第10] | 議案第28号 | 東洋町老人憩の家等設置及び管理条例の一部を改正することについて |

- [日程第11] 議案第29号 東洋町地区集会所の設置及び管理条例の一部を改正することについて
- [日程第12] 議案第30号 甲浦集落活動センターの設置及び管理に関する条例を定めることについて
- [日程第13] 議案第31号 東洋町防災活動拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第14] 議案第32号 令和4年度東洋町一般会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第15] 議案第33号 令和4年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第16] 議案第34号 令和4年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第17] 議案第35号 令和4年度東洋町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第18] 議案第36号 令和4年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第19] 同意第3号 認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合の認定農業者等に準ずる者を任命することに同意を求めることについて
- [日程第20] 同意第4号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第21] 同意第5号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

- [日程第22] 同意第6号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第23] 同意第7号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第24] 同意第8号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第25] 同意第9号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第26] 同意第10号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第27] 同意第11号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第28] 同意第12号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第29] 同意第13号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第30] 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- [日程第31] 報告第1号 令和3年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- [日程第32] 報告第2号 令和3年度東洋町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- [日程第33] 報告第3号 権利の放棄について

議事のでんまつ

議長

(福島 登 議長)

みなさん、おはようございます。

ただいまの出席議員は7名であります。

よって、定足数に達しております。

会議に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症等の予防のため、東洋町議会では、皆さまにマスクの着用と手のアルコール消毒をお願いしております。

ご理解、ご協力、お願いいたします。

これより、令和4年第2回東洋町議会定例会を開会します。

(開会時間：9時00分)

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、専決処分事項条例3件、専決処分事項補正予算4件、条例4件、補正予算5件、人事11件、その他4件の計31件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

小野正路君からケガの治療中のため、本日欠席の届け出が提出されております。また、西岡尚宏君から病気のため、本日欠席の届け出が提出されております。

次に、地方自治法第235条の2、第3項の規定により、監査

町長

委員から令和4年2月から4月分の例月出納検査の結果報告について、不都合は認められないとの報告が提出されております。

次に、地方自治法第199条第9項の規定により、令和4年4月、実施の定期監査の報告が提出されております。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入る前に、町長から行政報告について、発言の申し出がありましたので、これを許します。

松延町長。

(松延 宏幸 町長)

おはようございます。本日、令和4年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙のところ、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

3年目を迎えました、新型コロナウイルス感染症の第7波でございますけれども、本県では収束にまでは至っていない、という情勢となっております。

本町では、7月に4回目のワクチン接種実施に向けて準備をしているところでございます。

生活の正常化に向けましては、ウィズコロナの時代到来として、安全と経済のバランスを考慮しながら、各自が安全対策を怠ることのないように、基本的な対策の継続が必要であると考えているところでございます。

本定例会での提出案件でございますが、専決条例3件、専決の補正予算4件、条例の改正案等4件、令和4年度の補正予算案5

件、人事案件等 12 件、報告事項 3 件など、併せまして 31 件を提案させていただきます。

適切なお審議とご決定をお願いを申し上げます。

提案理由に先立ちまして、若干の行政報告を申し上げます。

国政におきましては、5月31日に第一次補正予算が成立をしておりますが、政府は、7月の参議院選挙後には、新たな経済対策を取りまとめ、大規模な第二次補正予算を秋までに編成する方針を固めたということでございます。年末に編成する2023年度当初予算に先行して必要な経費を確保することとし、継続的な投資に向けましては、複数年にわたって支出する、基金方式を活用する、としております。政府の掲げる新しい資本主義では、その重点分野の一つでありますデジタル関連などについては、本町に有効な政策を見極めまして、財源の確保につなげていきたいと考えているところでございます。

令和3年度決算見込みについてご報告申し上げます。一般会計と住宅新築資金特別会計とを合わせました、普通会計ベースでの歳入歳出決算でございますが、翌年度へ繰り越すべき財源として、3150万円を除きますと、実質収支額は1613万円の黒字となる見込みとなっております。また3年度末の普通会計での基金残高見込みは、防災対策加速化基金を800万円、あったかふれあいセンター事業の一部に地域福祉基金300万円の取り崩しを執行いたしております。その他の目的基金などへの積立金では、専決補正予算で2億8900万円余を確保いたしまして、基金残高は前年度末から2億7800万円余の増、9億4678

万円となる見込みとなっております。

特別会計では、住宅新築資金合計を除く全会計は、黒字決算を確保できる見込みとなっております。また住宅新築資金特別会計での前年度繰上充用金は、1億6150万円となる見込みですが、整理縮減への法的措置の取り組み効果によりまして、3年度末住新貸付金の元金滞納額は、最大時の約3億5千万円から8324万円となる見込みとなっております。

住新など私債権への法的滞納整理の効果は、町税全体の収納にも相乗効果をもたらしていると考えております。令和3年度の町税等の現年徴収率は、99.7%の固定資産税を除きまして、国保税などの目的税を含めて、全ての費目で100%を達成する見込みとなっております。

続きまして、海の駅の収支見込みについてご報告を申し上げます。売上総額は、物販・食堂部門を合わせまして、1億5159万2千円、前年度から1698万円の増、割合では約11%の増となっております。レジ通過者では、15万5400人、前年度より1万5200人の増となっております。令和2年度は、新型コロナ対応のため、臨時休業とした期間もございましたが、徐々に入り込み客、売上額ともに増加傾向となっておりまして、コロナ禍の状況から回復のきざしが見えてきているのではないかと感じているところでございます。令和2年度の赤字額は、232万6千円でしたが、3年度の赤字額は129万6千円と減少する見込みとなっております。

また現在、地域おこし協力隊の制度を活用いたしまして、経営体の創意工夫への取り組みによりまして、海の駅の更なる活性化

につなげてまいりたいと考えているところでございます。

最後に、阿南・安芸自動車道の取り組みと進展状況などについてご報告を申し上げます。

3年目となります。コロナ対応のため、要望活動などにも人数制限を受けながら、8の字ネットワーク整備の要望活動に令和3年度も取り組んでまいったところでございます。

阿南・安芸自動車道期成同盟会単独での活動は自粛をいたしまして、四国東南部連盟の役員だけの要望活動が中心となっておりましたが、国の概算要望時期に合わせまして、7月13日に四国地方整備局へ、7月20日には国交省、財務省にオンラインでの要望、秋の予算要求時期の10月25日には四国地方整備局へ、11月24日には国交省、財務省へ4同盟役員合同で実施をいたしております。また冬の予算案決定を受けまして、本年1月19日には四国地方整備局、2月9日には、本町に4同盟の役員と未事業化区間の首長6団体が集合し、10団体合同で財務省、国交省にWebでの要望活動を実施をいたしております。

そして本年3月25日には、阿南安芸自動車道の未事業化区間であります、安田から安芸間9.1kmが、国直轄事業として新規事業化決定の発表があったところでございます。

これで阿南安芸自動車道は、4年連続で新規事業化の決定をいただいたこととなります。また高知県側の未事業化区間は、奈半利から安田間の約3.9kmだけとなっております。この区間の4年度での事業化決定を強く要望してまいりたいと考えているところでございます。また阿南安芸自動車道、阿南から安芸間110kmのうち、未着手区間は、徳島県、美波町から牟岐間のみとな

っておりますので、この区間の計画段階評価への早期着手に取り組んでいく必要がございます。

本年4月1日現在の8の字ネットワークの高知県の着手率は、96%となっておりますけれども、整備率ではまだ61%ということがございます。

安全安心な暮らしを支える四国8の字ネットワークの整備は急務でございますので、早期のミッシングリンクの解消、平時でも災害時でも安定的な人流・物流を支える強靱なネットワーク構築のために、今後も各期成同盟会と連携を密にいたしまして、国の予算獲得などに一層の努力をしてみたいと考えております。

以上で令和4年6月定例会での行政報告とさせていただきます。

(福島 登 議長)

町長の行政報告が終わりました。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、7番、田島毅三夫君、並びに1番、廣田斎史君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。

議長

議会運営委員会委員長

高畠議会運営委員長。

(高畠 議会運営委員長)

みなさま、おはようございます。令和4年第2回定例会議会運営委員会の報告を行います。

6月7日に、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本定例会の会期は、本日10日から6月15日、水曜日までの6日間とする。

運営につきましては、本日の開会日に提出者から提案理由の説明を受け、本日10日の本会議散会後から議案審査のための休会、15日に再開し、審議、採決の後に一般質問を行う。

議案質疑は一問一答方式の時間制とし、新型コロナウイルス感染症対策として、時間短縮をし、議案全体で質疑時間と討論を合わせて、時間を1人30分以内とする。また、執行部の答弁時間も30分以内とする。質疑、討論、答弁は簡潔に行うこととする。

次に、一般質問については、一問一答方式の時間制とし、質問全体で質問時間を1人20分以内とする。また、執行部の答弁時間も20分以内とする。なお、一般質問及び議案質疑については、議会会議規則第64条の2の規定により、反問権を行使することができる。また、反問権も制限時間に含めることとする。

新型コロナウイルス感染症対策として、制限時間を短縮しております。

議案質疑、討論の通告期限は、10日、金曜日、午後5時まで、一般質問の通告期限も、10日、金曜日、午後5時までとする。

次に国民の祝日、海の日を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情、女性トイレの維持及びその安心安全の確保につ

議長

いての陳情を総務教育民生常任委員会へ付託する。

以上のように決定いたしました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

(福島 登 議長)

議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月15日までの6日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月15日までの6日間と決定しました。

日程第3、承認第3号、専決処分事項東洋町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについての件から、

日程第18、議案第36号、令和4年度観光施設事業特別会計補正予算、第1号を定めることについてまでの16件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

町長

(松延 宏幸 町長)

それではご提案を申し上げます。

承認第3号、専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。令和4年6月10日提出でございます

提案理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律などが令和4年4月1日から施行されたことに伴いまして、本町の税条例等の一部改正を令和4年4月1日に専決処分させていただいております。

主な改正内容につきましては、固定資産税の負担調整措置などの改正をしております。

なお、内容につきましては、税務課長が説明をいたします。

続きまして、承認第4号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。令和4年6月10日提出でございます。

提案理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律などが令和4年4月1日から施行されたことに伴いまして、本町の国民健康保険税条例の一部改正を令和4年4月1日に専決処分させていただいております。

主な改正内容につきましては、国民健康保険基礎課税額の改正をしております。

なお、内容につきましては、税務課長が説明をいたします。

承認第5号、専決処分事項、東洋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。令和4年6月10日提出でございます。

提案理由でございます。健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和4年1月1日から施行されたことに伴いまして、本町の国民健康保険条例の一部改正を令和4年4月1日に専決処分させていただいております。

改正内容につきましては、出産育児一時金の支給額を改正しております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

続きまして承認第6号、専決処分事項、令和3年度東洋町一般会計補正予算、専決第5号の承認を求めることについて、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。令和4年6月10日提出でございます。

提案理由でございます。3月議会終了後に、各種交付金、地方交付税、国庫及び県支出金、繰入金、町債などの確定額、それと地方債補正並びに地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費として繰越明許費補正を計上し、令和4年3月31日に専決処分させていただいております。

歳入歳出それぞれ6216万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ33億3407万4千円と定めております。

歳入では、地方譲与税、地方交付税などを追加をいたしまして、国庫及び県支出金、寄附金、繰入金、町債などを減額をいたしております。

歳出では、人件費、各種事業費の確定による増減額の調整をしております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続きまして9ページでございます。承認第7号、専決処分事項、令和3年度東洋町下水道事業特別会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。令和4年6月10日提出でございます。

提案理由でございます。3月議会終了後に、地方債補正並びに地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費として繰越明許費補正を計上いたしまして、令和4年3月31日に専決処分させていただいております。

歳入歳出それぞれ追加はありませんけれども、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3221万1千円と定めております。

なお、内容につきましては、産業建設課長補佐が説明をいたします。

承認第8号、専決処分事項、令和3年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算、専決第1号、の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定によ

り、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。令和4年6月10日提出でございます。

提案理由でございます。3月議会終了後に、事業収入、国庫支出金、繰入金の確定額を計上いたしまして、令和4年3月31日に専決処分させていただいております。

歳入歳出それぞれ追加はありませんけれども、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4146万4千円と定めております。

歳入では、事業収入、国庫支出金を減額をいたしまして、繰入金を増額しております。

なお、内容につきましては、産業建設課長補佐が説明をいたします。

承認第9号、専決処分事項、令和4年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。令和4年6月10日提出でございます。

提案理由でございます。令和3年度の県補助金について、予算額より歳入不足が生じたので、令和4年度の前年度繰上充用金を追加する必要性が生じたことから、令和4年5月2日に専決処分させていただいております。

歳入歳出それぞれ660万円を追加をいたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6791万円と定めております。

歳入では、県支出金を追加しております。

歳出では、前年度繰上充用金を追加をいたしております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

続きまして議案第28号でございます。東洋町老人憩の家等設置及び管理条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

続きまして議案第29号、東洋町地区集会所の設置及び管理条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

続きまして議案第30号、甲浦集落活動センターの設置及び管理に関する条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

続きまして議案第31号、東洋町防災活動拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和4年6月10日提出でございます。

提案理由でございますが、議案第28号から第31号まで関連がございますので、一括してご説明をいたします。

白浜老人里の家の施設を取り壊しまして、新たに建設した甲浦集落活動センターなどの施設を白浜地区集会所並びに防災避難施設としての複合施設とするため、関連する条例を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続きまして19ページ、議案第32号、令和4年度東洋町一般会計補正予算、第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和4年6月10日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ1億9678万9千円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9157万円とするものでございます。債務負担行為では、期間の補正、地方債では、借入限度額を補正をいたしております。

歳入では、地方譲与税、地方交付税、国庫及び県支出金、諸収入、町債を計上をいたしております。

歳出では、主な補正額といたしまして人事異動による人件費の調整、本庁舎内駐車場舗装工事費、甲浦集落活動センターなぎ建設工事に係る家屋事後調査委託料、損害家屋復旧工事費、用地購入費及び損害等補償金、また新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金では東洋町がんばる漁業、地域活性化プラン支援事業費補助金及び地域振興券の発行経費などを計上をいたしております。さらにあったかふれあいセンター送迎バス購入費、4回目となる新型コロナワクチン接種事業費、東洋町里山林整備事業費補助金、多忙化解消支援員報酬などを計上をいたしております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続きまして議案第33号、令和4年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和4年6

月10日提出でございます。提案理由でございます。歳入歳出それぞれ317万7千円を減額をいたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2077万7千円とするものでございます。

歳入では、繰入金を減額をいたしております。

歳出では、人事異動に伴います人件費分を減額をいたしております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

続きまして議案第34号、令和4年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算、第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和4年6月10日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ725万7千円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5356万4千円とするものでございます。歳入では、繰入金を計上をいたしております。歳出では、人事異動に伴います人件費を計上をいたしております。

なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

続きまして22ページでございます。議案第35号、令和4年度東洋町介護サービス事業特別会計補正予算、第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和4年6月10日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ380万1千円を追加をいたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ1540万4

千円とするものでございます。歳入では、繰入金を計上をいたしております。歳出では、居宅介護サービス事業費を計上しております。

なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

最後に議案第36号、令和4年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算、第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和4年6月10日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ200万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6724万9千円とするものでございます。歳入では、海の駅事業収入を計上しております。歳出では、海の駅事業費を計上しております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

(福島 登 議長)

田岡税務課長。

税務課長

(田岡 いずみ 税務課長)

おはようございます。私からは承認第3号と承認第4号について説明をさせていただきます。

まず、承認第3号専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正することについてご説明いたします。今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年4月1日から施行されること

に伴いまして、税条例等の一部改正を令和4年4月1日に専決処分をさせていただいております。主な改正内容は、固定資産税の負担調整措置などとなっております。

改正条文は、議案関係資料の1ページから11ページとなっております。新旧対照表につきましては、1ページから22ページまでとなっております。

主な改正内容について、新旧対照表によりご説明をいたします。まず、1ページでございます。第18条の4では、改正民法により不動産登記法が改正され登記簿に登録される事項が新たに追加されること等に伴い固定資産税に係る登記所から市町村への通知事項の拡大等が図られます。改正法では固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付規定について、当該証明書に記載されている住所が明らかにされることにより人の生命または身体に危害を及ぼす恐れがあると認められる場合、その他当該証明書を交付することが適当でないと認められる場合には当該証明書を総務省令で定める措置を講じたものを交付することができる、との条文が加わります。これは町が証明書の交付等をする際にDV被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合、当該住所に変わる事項の記載が追加されることに伴う改正となっております。

関連して9ページ第73の2第1項、固定資産税課税台帳の閲覧の手数料と第73条の3、固定資産税課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料の改正を行っております。

次に、7ページ第36条3の2では、給与所得者の扶養親族申告書について記載事項に退職所得手当等に係る所得を有する一定の配偶者氏名の記載について、第36条の3の3では、公的年

金等受給者の扶養親族申告書について、退職手当等を有する一定の配偶者等の氏名を記載し申告することなどに伴う改正となっております。

次に、10ページでございます。附則第7条3の2では住宅借入金等特別税額控除の延長について改正を行っております。所得税の住宅ローン控除適用者について、所得税額から控除しきれなかった額を所得税の課税総所得金額等の5%、最高9万7500円の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除することとなっております。居住年について、令和3年までから令和7年まで4年延長の改正を行っております。

次に、12ページでございます。附則第10条の3では、省エネ改修を行った固定資産税の減額措置について、工事費等の要件が改正されたことにより熱損失防止改修工事だけでなく高効率空調機等の設置工事等も対象となり、対象となる工事が拡充されたことに伴う改正となっております。

次に、14ページでございます。附則第12条では土地に係る固定資産税の負担調整措置について景気回復に万全を期すために激変緩和の観点から令和4年度限りの措置として、商業地等の課税評価額の上昇幅を現行5%から2.5%とすることに伴う改正となっております。

以上が税条例等の主な改正内容となっております。

続きまして承認第4号専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについてご説明いたします。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する法律が令和4年4月1日から施行されることに伴いまして、国民健康保険税条

例の一部改正を令和4年4月1日に専決処分をさせていただいております。

主な改正内容は、基礎課税額等の改正となっております。改正条文は、議案関係資料の12ページ、新旧対照表につきましては、23ページから25ページまでとなっております。こちらの改正内容につきましても、新旧対照表によりご説明をいたします。23ページでございます。

今回の改正は、医療給付費等の増加による高所得層の基礎課税額等の改正を行っております。第2条第2項及び第23条第1項では、基礎課税額63万円を65万円に改正しております。

次に、第2条第3項及び第23条第1項では、後期高齢者支援金等課税額19万円を20万円に改正をしております。

以上が国民健康保険税条例の主な改正内容となっております。ご審議のほど、よろしく願いたします。

議長

(福島 登 議長)

築地住民課長。

住民課長

(築地 仲音 住民課長)

それでは私の方は、承認第5号専決処分事項、東洋町国民健康保険条例の一部を改正することについてご説明します。

今回の改正は健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことによる改正でございます。令和4年4月1日に専決処分させていただいております。議案関係資料と新旧対照条文をお配りしております。新旧対照条文によりご説明させていただきます。26ページをお願いします。

東洋町国民健康保険条例の一部を改正する条例、第6条第1項出産育児一時金を40万4千円から40万8千円とし、4千円引き上げる改正でございます。これは、令和4年1月1日より産科医療補償制度が見直され、当該制度の掛金が1万6千円から1万2千円に4千円引き下げられたことにより、少子化対策の重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額を42万円に維持することとされましたので、本条例の出産育児一時金を4千円引き上げ、40万8千円とするものでございます。この条例は令和4年4月1日から施行し、令和4年1月1日から適用する。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

(福島 登 議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

おはようございます。

それでは私から、承認第6号、専決処分事項、令和3年度東洋町一般会計補正予算、専決第5号の承認を求めることについて、ご説明いたします。予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ6216万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ33億3407万4千円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

議長

(福島 登 議長)

<p>産業建設課長補佐</p>	<p>手島産業建設課長補佐。</p> <p>(手島 憲作 産業建設課長補佐)</p> <p>おはようございます。令和3年度東洋町下水道事業特別会計補正予算、専決第1号についてご説明申し上げます。</p> <p>予算書の1ページをお開きください。歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれに増減はなく、1億3221万1千円でございます。</p> <p>5ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生田産業建設課長補佐。</p>
<p>産業建設課長補佐</p>	<p>(生田 憲一 産業建設課長補佐)</p> <p>おはようございます。それでは私の方から承認第8号専決処分事項、令和3年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いします。今回の補正予算は建設工事に伴う一般会計からの繰入金追加により歳入予算の組み替えをするもので、予算総額については変更はございません。</p> <p>予算書の2ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>築地住民課長。</p>

住民課長

(築地 仲音 住民課長)

それでは承認第9号、専決処分事項、令和4年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算、専決第1号を定めることについてご説明します。予算書の1ページをお願いします。

今回の補正案は歳入歳出それぞれ660万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億6791万円としております。

事項別明細書により説明いたします。6ページをお願いします。(予算書に基づき説明)

議長

(福島 登 議長)

ここで休憩します。再開は10時20分です。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

それでは私から、議案第28号、東洋町老人憩の家等設置及び管理条例の一部を改正することについて、ご説明をいたします。

議案関係資料14ページから、新旧対照条文は27ページで、新旧対照条文にてご説明をいたします。

白浜地区集会所、条例におきましての名称は、白浜老人里の家でございますが、この施設をご存じのとおり取り壊しをいたしまして、新たに甲浦集落活動センターとして施設を建設をいたしました。そして、その甲浦集落活動センターの施設を白浜地区集会所としての複合施設とするため、この条例から削除し、次の議案の集会所設置管理条例へ追加しようとするものでございます。

なお、複合施設における集会所の場所は1階になります。以上でございます。

続きまして、議案第29号、東洋町地区集会所の設置及び管理条例の一部を改正することについて、ご説明をいたします。

議案関係資料16ページから、新旧対照条文は、29ページからで、新旧対照条文30ページにてご説明をいたします。

これは、議案第28号でご説明したとおり、甲浦集落活動センターの複合施設として、この条例に名称は白浜地区集会所として追加するものでございます。以上でございます。

続きまして、議案第30号、甲浦集落活動センターの設置及び管理に関する条例を定めることについて、ご説明をいたします。

議案関係資料19ページからでございます。

この条例は、白浜地区において、白浜老人里の家があった敷地に新たに甲浦集落活動センターとして建設をいたしました。そして、この施設を集落活動の拠点として展開してまいります。今回、その設置及び管理条例を制定するものでございます。

内容につきましては、第2条で、設置目的を制定しており、内容的には地域住民が主体となり自主的なさまざまな活動を通じて地域コミュニティの拡大を図ることなどとして、併せて、自然災害などの非常時における防災活動拠点、避難所として設置することを目的として定めております。

次に、第3条といたしましては、名称及び位置を定めており、名称は、甲浦集落活動センターなごとしております。

次に、20ページでは、第4条として、指定管理の指定、第6

条では、利用時間、21ページにかけて、第7条では、利用の申請、22ページにかけて第11条では、利用料と、その他も含めそれぞれ制定しております。なお、この管理条例は、本町のその他の管理条例を基本としております。以上でございます。

続きまして、議案第31号、東洋町防災活動拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、ご説明をいたします。

議案関係資料25ページから、新旧対照条文31ページで、新旧対照条文にてご説明をいたします。

これも、先の議案でご説明したとおり、複合施設として、甲浦集落活動センターを防災活動拠点施設としての複合施設とするものでございます。で、この条例に追加するものでございます。

なお、複合施設における防災活動拠点施設は3階、4階、屋上というところになります。以上でございます。

続きまして、議案第32号、令和4年度東洋町一般会計補正予算、第1号を定めることについてご説明いたします。

予算書の1ページお願いいたします。今回の補正では、歳入歳出それぞれ1億9678万9千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9157万円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

(福島 登 議長)

築地住民課長。

議長

住民課長

(築地 仲音 住民課長)

それでは、議案第33号、令和4年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号を定めることについてご説明します。

予算書の1ページをお願いします。今回の補正案では歳入歳出それぞれ317万7千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億2077万7千円としております。事項別明細書より説明させていただきます。7ページをお願いします。

(予算書に基づき説明)

議長

(福島 登 議長)

近藤地域包括センター事務局長。

地域包括支援センター事務局長

(近藤 真人 地域包括支援センター事務局長)

それでは私から、議案第34号、令和4年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算、第1号を定めることについてご説明いたします。予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は歳入歳出それぞれ725万7千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億5356万4千円とするもので、歳入では一般会計からの繰入金、歳出では職員の給料など人件費を追加するものとなっております。8ページをお願いいたします。(予算書に基づき説明)

続きまして議案第35号、令和4年度東洋町介護サービス事業特別会計補正予算、第1号を定めることについてご説明いたします。予算書の1ページをお願いいたします。

<p>議長</p>	<p>今回の補正は歳入歳出それぞれ380万1千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1540万4千円とするもので、歳入では一般会計からの繰入金を、歳出では委託料を追加するものとなっております。6ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>小池産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>それでは私の方から議案第36号、令和4年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお願いします。</p> <p>歳入歳出それぞれ200万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6724万9千円とするものでございます。2ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>以上で、一括議題とした提出案件の説明がすべて終わりました。</p> <p>日程第19、同意第3号、認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合の認定農業者等に準ずる者を任命することに同意を求めることについての件を議題とします。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。</p>

町長	<p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸 町長)</p> <p>同意第3号でございます。認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合の認定農業者等に準ずる者を任命することに同意を求めることについて、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号の規定により、議会の同意を求める。令和4年6月10日提出でございます。</p> <p>提案理由でございます。農業委員の任命に当たっては、認定農業者が農業委員の過半数を占める要件がございまして、その要件を満たすことが困難な場合には、同法施行規則第2条第1号の規定により認定農業者等に準ずる者として、議会の同意を求めるものでございます。</p> <p>なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>小池産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>それでは私の方から、同意第3号、認定農業者が過半数を占めることを要しない場合の認定農業者等に準ずる者を任命することに議会の同意を求める件についてご説明申し上げます。今回の農業委員の任命にあたっては、農業委員会等に関する法律第8条第5項に委員の過半数を認定農業者で占めることが規定されております。今回、農業委員に選任を予定しています認定農業者は、10人中3人と過半数を割っているため、過半数に満たない場合</p>

議長

は、同条施行規則第2条第1項の規定による、農業委員の定数10人に30を乗じた数、300人を下回る認定農業者数の場合に適用となることから、現在、本町では認定農業者数は9人ですので、この規定が適用されます。

以上のことから、認定農業者に準ずる者を農業委員として任命することについて、議会の同意を求めるものです。

なお、準ずる者の内容につきましては、別添で配布しております、同意第3号資料をご参照いただきますようお願いいたします。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(福島 登 議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに挙手による、採決とすることにご異議ありませんか。

(議員側自席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よってさよう決しました。

これより同意第3号、認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合の認定農業者等に準ずる者を任命することに同意を求めることについての件を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり、同意することに決定しました。

(議員側自席より、議長かまいませんか、との発言あり)

どういう意見ですか、まず件名を言うてください。

7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>(自席より) うちはこの10人の方に一人一人賛否を問う…</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>すいません、このあとに賛否を問うようになってますので。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>(自席より) はい、すいません。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>今はあの…よろしいですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>(自席より) はい、了解です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>このあと一人一人やります。</p>
	<p>日程第20、同意第4号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸 町長)</p> <p>同意第4号でございます。東洋町農業委員会の委員の任命につ</p>

き同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。令和4年6月10日提出でございます。

住所は東洋町大字河内209番地2、氏名は松村博文氏でございます。生年月日は昭和34年7月2日生まれでございます。任期は令和4年8月25日から令和7年8月24日となっております。

提案理由でございます。農業委員候補者評価委員会に諮問をいたしまして、答申をされました元認定農業者の松村博文氏を農業委員に任命したいと存じます。

なお、経歴書を添付しておりますので、よろしく願いをいたします。

(福島 登 議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに、ご異議ありませんか。

(議員側自席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第4号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は、6名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、廣田齋史君、並びに2番、安岡良仁君を指名します。

議長

投票用紙を配布させます。（投票用紙配布）

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすこととなっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（議員側自席より、なしとの声あり）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。（投票箱点検）

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1番議員より、順次投票願います。

（投票後）

投票漏れはありませんか。

（議員側自席より、なしとの声あり）

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

1番、廣田斎史君、並びに2番、安岡良仁君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数6票、うち有効投票6票、無効投票0票であります。
有効投票中、賛成6票、反対0票。

以上のおりであります。

よって、同意第4号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同

意を求めることについての件は、同意することに決定しました。
議場の閉鎖を解きます。（議場閉鎖解除）

日程第21、同意第5号、東洋町農業委員会の委員の任命につ
き同意を求めることについての件を議題とします

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

（松延 宏幸 町長）

同意第5号でございます。東洋町農業委員会の委員の任命につ
き同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したいの
で、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会
の同意を求める。令和4年6月10日提出でございます。住所は
東洋町大字野根甲433番地、氏名は森輝氏でございます。生年
月日は昭和38年12月4日生まれでございます。任期は令和4
年8月25日から令和7年8月24日となっております。

提案理由でございます。農業委員候補者評価委員会に諮問をい
たしまして、答申された認定農業者の森輝氏を農業委員に任命し
たいと存じます。なお、経歴書を添付しておりますので、よろし
くお願いをいたします。

（福島 登 議長）

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに、
ご異議ありませんか。

（議員側自席より、なしとの声あり）

町長

議長

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第5号、東洋町農業委員会の委員の任命につき
同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は6名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、高
畠俊彦君、並びに4番、武山裕一君を指名します。

投票用紙を配布させます。（投票用紙配布）

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願
います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及
び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定によ
り、否とみなすこととなっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（議員側自席より、なしとの声あり）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。（投票箱点検）

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1番議員より、順次、投票願います。

（投票後）

投票漏れはありませんか。

（議員側自席より、なしとの声あり）

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

3番、高畠俊彦君、並びに4番、武山裕一君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数6票、うち有効投票6票、無効投票0票であります。
有効投票中、賛成6票、反対0票。

以上のとおりであります。

よって、同意第5号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。（議場閉鎖解除）

日程第22、同意第6号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

町長

（松延 宏幸 町長）

同意第6号でございます。東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。令和4年6月10日提出でございます。

住所は、東洋町大字河内150番地8、氏名は坂井尚邦氏でございます。生年月日は昭和33年8月25日生まれとなっております。任期は令和4年8月25日から令和7年8月24日までとなっております。

提案理由でございます。農業委員候補者評価委員会に諮問をいたしまして、答申をされました農業者以外の中立的立場といたし

議長	<p>まして、坂井尚邦氏を農業委員に任命したいと存じます。</p> <p>なお、経歴書を添付しておりますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>提出者の説明が終わりました。</p> <p>本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p> <p>これより、同意第6号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。</p> <p>この採決は、無記名投票をもって行います。</p> <p>議場の閉鎖を命じます。(議場閉鎖)</p> <p>ただいまの出席議員は6名であります。</p> <p>議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番、今宮裕明君、並びに7番、田島毅三夫君を指名します。</p> <p>投票用紙を配布させます。(投票用紙配布)</p> <p>本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。</p> <p>なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。</p> <p>投票用紙の配布漏れはありませんか。</p> <p>(議員側自席より、なしとの声あり)</p> <p>配布漏れなしと認めます。</p> <p>投票箱を改めさせます。(投票箱点検)</p>
----	---

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1番議員より、順次、投票願います。

(投票後)

投票漏れはありませんか。

(議員側自席より、なしとの声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

6番、今宮裕明君、並びに7番、田島毅三夫君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数6票、うち有効投票6票、無効投票0票であります。

有効投票中、賛成5票、反対1票。

以上のおりであります。

よって、同意第6号東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。(議場閉鎖解除)

日程第23、同意第7号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

(松延 宏幸 町長)

同意第7号でございます。東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したいの

町長

議長

で、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。令和4年6月10日提出でございます。

住所は東洋町大字河内156番地、氏名は小池隆幸氏でございます。生年月日は昭和35年7月1日となっております。任期は令和4年8月25日から令和7年8月24日までとなっております。

提案理由は農業委員候補者評価委員会に諮問をいたしまして、答申をされました元認定農業者の小池隆幸氏を農業委員に任命したいと存じます。

なお、経歴書を添付しておりますので、よろしく願いをいたします。

(福島 登 議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(議員側自席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第7号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は6名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、廣田齋史君、並びに2番、安岡良仁君を指名します。

投票用紙を配布させます。(投票用紙配布)

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(議員側自席より、なしとの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1番議員より、順次、投票願います。

(投票後)

投票漏れはありませんか。

(議員側自席より、なしとの声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

1番、廣田斎史君、並びに2番、安岡良仁君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数6票、うち有効投票6票、無効投票0票であります。
有効投票中、賛成6票、反対0票。

以上のおりであります。

よって、同意第7号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。(議場閉鎖解除)

	<p>日程第24、同意第8号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸 町長)</p> <p>同意第8号でございます。東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。令和4年6月10日提出でございます。</p> <p>住所は東洋町大字生見168番地、氏名は大坪伊津美氏でございます。生年月日は昭和42年1月11日生まれとなっております。任期は令和4年8月25日から令和7年8月24日でございます。</p> <p>提案理由でございます。農業委員候補者評価委員会に諮問をし、答申されました女性農業者として大坪伊津美氏を農業委員に任命したいと存じます。</p> <p>なお、経歴書を添付しておりますので、よろしく願いをいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>提出者の説明が終わりました。</p> <p>本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p>

これより同意第 8 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は 6 名であります。

議会会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、立会人に 3 番、高島俊彦君、並びに 4 番、武山裕一を指名します。

投票用紙を配布させます。（投票用紙配布）

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第 8 4 条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（議員側自席より、なしとの声あり）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。（投票箱点検）

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1 番議員より、順次、投票願います。

（投票後）

投票漏れはありませんか。

（議員側自席より、なしとの声あり）

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

3 番、高島俊彦君、並びに 4 番、武山裕一君、立会いをお願い

します。

投票の結果を報告します。

投票総数 6 票、うち有効投票 6 票、無効投票 0 票であります。
有効投票中、賛成 6 票、反対 0 票。

以上のおりであります。

よって、同意第 8 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。（議場閉鎖解除）

ここで皆さんにお諮りします。

お昼が近いですが、あとまだ議案が残っております。

このまま続けるか、それか昼をとってですね、再度するか、どちらかにしたいと思いますが、このまま続けるという方の挙手をよろしく願います。議員は全員であります。5 人あります。

再開しますが、おトイレに行きたい方がおりますので 5 分間休憩をして再開をします。かまんですか、執行部も。

（議員側自席より、職員さんの賛否聞かなくていいのかいとの発言あり）

（執行部側自席より、お昼は放送がちょっとあれやなどの発言あり）

もう決まりました。そしたら 5 分休憩して、再開が 12 時 3 分からです。みなさんに申し訳ないですけども、続けてやります。

みなさんに申し訳ないですが、お昼にかかりましたが、このまま会議を再開いたします。（再開時間：12 時 03 分）

日程第 25、同意第 9 号、東洋町農業委員会の委員の任命につ

	<p>き同意を求めることについての件を議題とします。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。</p> <p>松延町長。</p> <p>（松延 宏幸 町長）</p> <p>同意第9号でございます。東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。令和4年6月10日提出でございます。</p> <p>住所は東洋町大字野根甲1169番地3、氏名は土居幸一氏でございます。生年月日は昭和42年8月18日生まれとなっております。任期は令和4年8月25日から令和7年8月24日まででございます。</p> <p>提案理由でございます。農業委員候補者評価委員会に諮問をし、答申されました認定農業者であります、土居幸一氏を農業委員に任命したいと存じます。</p> <p>なお、経歴書を添付しておりますので、よろしく願いをいたします。</p>
<p>町長</p>	<p>（福島 登 議長）</p> <p>提出者の説明が終わりました</p> <p>本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>（議員側自席より、異議なしとの声あり）</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p> <p>これより同意第9号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同</p>

意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は 6 名であります。

議会会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、立会人に 6 番、今宮裕明君、並びに 7 番、田島毅三夫君を指名します。

投票用紙を配布させます。（投票用紙配布）

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第 8 4 条の規定により、否とみなすこととなっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（議員側自席より、なしとの声あり）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。（投票箱点検）

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1 番議員より、順次、投票願います。

（投票後）

投票漏れはありませんか。

（議員側自席より、なしとの声あり）

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

6 番、今宮裕明君、並びに 7 番、田島毅三夫君、立会いをお願いします。

町長	<p>投票の結果を報告します。</p> <p>投票総数 6 票、うち有効投票 6 票、無効投票 0 票であります。 有効投票中、賛成 6 票、反対 0 票。</p> <p>以上のおりであります。</p> <p>よって、同意第 9 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。 議場の閉鎖を解きます。（議場閉鎖解除）</p> <p>日程第 26、同意第 10 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。</p> <p>松延町長。</p> <p>（松延 宏幸 町長）</p> <p>同意第 10 号でございます。東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めます。令和 4 年 6 月 10 日提出でございます。</p> <p>住所は東洋町大字生見 1 4 2 番地、氏名は森本幸大氏でございます。生年月日は昭和 57 年 5 月 9 日生まれとなっております。任期令和 4 年 8 月 25 日から令和 7 年 8 月 24 日までとなっております。</p> <p>提案理由は、農業委員候補者評価委員会に諮問をいたしまして、答申されました元認定農業者の森本幸大氏を農業委員に任命したいと存じます。</p> <p>なお、経歴書を添付しておりますので、よろしくお願いをいた</p>
----	---

議長

します。

(福島 登 議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより同意第10号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は6名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、廣田斎史君、並びに2番、安岡良仁君を指名します。

投票用紙を配布させます。(投票用紙配布)

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(議員側自席より、なしとの声あり)

配布漏れなしと認めます

投票箱を改めさせます。(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1 番議員より、順次、投票願います。

(投票後)

投票漏れはありませんか。

(議員側自席より、なしとの声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

1 番、廣田斎史君、並びに 2 番、安岡良仁君、立会いをお願いします

投票の結果を報告します。

投票総数 6 票、うち有効投票 6 票、無効投票 0 票であります。
有効投票中、賛成 6 票、反対 0 票。

以上のおりであります。

よって、同意第 10 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき
同意を求めることについての件は、同意することに決定しまし
た。

議場の閉鎖を解きます。(議場閉鎖解除)

日程第 27、同意第 11 号、東洋町農業委員会の委員の任命に
つき同意を求めることについての件を議題とします

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

(松延 宏幸 町長)

同意第 11 号でございます。東洋町農業委員会の委員の任命に
つき同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したい
ので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議

町長

議長

会の同意を求める。令和4年6月10日提出でございます。

住所は東洋町大字生見143番地2、氏名は松崎巧氏でございます。生年月日は昭和52年7月7日生まれとなっております。任期は令和4年8月25日から令和7年8月24日まででございます。

提案理由でございます。農業委員候補者評価委員会に諮問をいたしまして、答申されました認定農業者であります、松崎巧氏を農業委員に任命したいと存じます。

なお、経歴書を添付しておりますので、よろしく願いをいたします。

(福島 登 議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに、ご異議ありませんか。

(議員側自席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより同意第11号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は6名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、高島俊彦君、並びに4番、武山裕一君を指名します。

投票用紙を配布させます。(投票用紙配布)

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願

ます。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(議員側自席より、なしとの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1番議員より、順次、投票願います。

(投票後)

投票漏れはありませんか。

(議員側自席より、なしとの声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

3番、高島俊彦君、並びに4番、武山裕一君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数6票、うち有効投票6票、無効投票0票であります。
有効投票中、賛成6票、反対0票。

以上のおりであります。

よって同意第11号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。(議場閉鎖解除)

<p>町長</p>	<p>日程第28、同意第12号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。</p> <p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸 町長)</p> <p>同意第12号でございます。東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。令和4年6月10日提出でございます。</p> <p>住所は東洋町大字河内1047番地、氏名は杉本孝子氏でございます。生年月日は昭和36年5月5日となっております。任期は令和4年8月25日から令和7年8月24日までとなっております</p> <p>提案理由でございます。農業委員候補者評価委員会に諮問をし、答申されました女性農業者の杉本孝子氏を農業委員に任命したいと存じます。</p> <p>なお、経歴書を添付しておりますので、よろしく願いをいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>提出者の説明が終わりました。</p> <p>本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(議員側自席より、異議なしとの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p>

これより、同意第12号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は6名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番、今宮裕明君、並びに7番、田島毅三夫君を指名します。

投票用紙を配布させます。（投票用紙配布）

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（議員側自席より、なしとの声あり）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。（投票箱点検）

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1番議員より、順次、投票願います。

（投票後）

投票漏れはありませんか。

（議員側自席より、なしとの声あり）

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

6番、今宮裕明君、並びに7番、田島毅三夫君、立会いをお願い

町長

いします。

投票の結果を報告します。

投票総数 6 票、うち有効投票 6 票、無効投票 0 票であります。
有効投票中、賛成 5 票、反対 1 票。

以上のおりであります。

よって、同意第 1 2 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき
同意を求めることについての件は、同意することに決定しまし
た。

議場の閉鎖を解きます。（議場閉鎖解除）

日程第 2 9、同意第 1 3 号、東洋町農業委員会の委員の任命に
つき同意を求めることについての件を議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

（松延 宏幸 町長）

同意第 1 3 号でございます。東洋町農業委員会の委員の任命に
つき同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したい
ので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議
会の同意を求める。令和 4 年 6 月 1 0 日提出でございます。

住所は東洋町大字野根丙 8 7 7 番地イ、氏名は松村正博氏でござ
います。生年月日は昭和 3 6 年 1 1 月 2 5 日となっております。
任期は令和 4 年 8 月 2 5 日から令和 7 年 8 月 2 4 日までござ
います。

提案理由でございます。農業委員候補者評価委員会に諮問を
し、答申されました人・農地プランの中心的経営体といたしまし

議長

て、松村正博氏を農業委員に任命したいと存じます。

なお、経歴書を添付しておりますので、よろしく願いをいたします。

(福島 登 議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第13号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は6名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、廣田齋史君、並びに2番、安岡良仁君を指名します。

投票用紙を配布させます。(投票用紙配布)

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(議員側自席より、なしとの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1 番議員より、順次、投票願います。

(投票後)

投票漏れはありませんか。

(議員側自席より、なしとの声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

1 番、廣田齋史君、並びに 2 番、安岡良仁君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数 6 票、うち有効投票 6 票、無効投票 0 票であります。

有効投票中、賛成 5 票、反対 1 票。

以上のおりであります。

よって、同意第 1 3 号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。(議場閉鎖解除)

日程第 3 0、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

(松延 宏幸 町長)

諮問第 1 号でございます。人権擁護委員の推薦につき意見を求

町長

めることについて、次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。令和4年6月10日提出でございます。

住所は東洋町大字甲浦560番地2、氏名は嶋田あゆみ氏でございます。生年月日は昭和49年8月20日となっております。任期は令和4年10月1日から令和7年9月30日となっております。

提案理由でございます。令和4年9月30日をもって人権擁護委員の手島稲實氏が任期満了となります。新たに嶋田あゆみ氏を推薦したいと存じます。

なお、経歴書は添付しておりますので、よろしく願いをいたします。

(福島 登 議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに、ご異議ありませんか。

(議員側自席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は6名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、高畠俊彦君、並びに4番、武山裕一君を指名します。

議長

投票用紙を配布させます。（投票用紙配布）

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（議員側自席より、なしとの声あり）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。（投票箱点検）

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1番議員より、順次、投票願います。

（投票後）

投票漏れはありませんか。

（議員側自席より、なしとの声あり）

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

3番、高島俊彦君、並びに4番、武山裕一君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数6票、うち有効投票6票、無効投票0票であります。
有効投票中、賛成6票、反対0票。

以上のおりであります。

よって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。（議場閉鎖解除）

日程第 3 1、報告第 1 号、令和 3 年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書について、

日程第 3 2、報告第 2 号、令和 3 年度東洋町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、

日程第 3 3、報告第 3 号、権利の放棄についての、報告を求めます。

松延町長。

（松延 宏幸 町長）

報告第 1 号でございます。令和 3 年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、ご報告をいたします。

翌年度への繰越額につきましては、2 億 8 1 3 4 万 5 0 0 円となっております。

なお、内容につきましては、別紙、東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおりでございますので、ご参照をお願いいたします。

次に、報告第 2 号、令和 3 年度東洋町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、ご報告をいたします。

翌年度への繰越額につきましては、9 3 0 万円となっております。

なお、内容につきましては、別紙、東洋町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書のとおりでございますので、ご参照をお願い

町長

いたします。

最後に報告第3号、権利の放棄について、東洋町債権管理条例第15条第1項の規定により、次のとおり権利を放棄したので、同条例第2項の規定によりご報告をいたします。

1点目でございます。債権の名称、住宅使用料。債務者の件数、519件。権利放棄する金額は総額719万247円となっております。債権の内容は別添資料のとおりでございます。権利放棄の理由につきましては、債権管理条例第15条第1項第3号に該当をいたします。権利放棄の時期でございますが、令和4年3月31日となっております。

2点目でございます。債権の名称は一般住宅貸付料でございます。債務者の件数は8件、権利放棄する金額につきましては総額4万円となっております。債権の内容は別添資料のとおりでございます。権利放棄の理由は債権管理条例第15条第1項第3号に該当でございます。権利放棄の時期は令和4年3月31日となっております。

3点目でございます。債権の名称は住宅新築資金等貸付金でございます。債務者の件数は12件となっております。権利放棄する金額は総額で4114万8650円でございます。債権の内容は別添資料のとおりとなっております。権利放棄の理由につきましては、債権管理条例第15条第1項第4号及び第5号に該当。権利放棄の時期でございますが、令和4年3月31日となっております。

議長	<p>ります。</p> <p>なお、内容につきましては、別添資料のとおりでございますので、ご参照をお願いいたします。</p> <p>（福島 登 議長）</p> <p>報告が終わりました。</p> <p>以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。</p> <p>ここでお諮りします。</p> <p>冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議、散会后から14日までは休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、15日午前9時から再開したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>（議員側自席より、異議なしとの声あり）</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p> <p>本日は、これにて散会します。</p> <p>次の議会放送は15日、水曜日、午前9時から開始します。</p> <p>これにて議会放送を終了します。</p> <p>どうも皆様お疲れさまでした。</p> <p>（散会時間：12時39分）</p>
----	---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員